

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年10月14日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	南	田	昭	典
同	鍵	田	忠	兵衛
同	森	川	喜	之

平成 22 監査年度 第 2 回分

ア. 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 東京事務所	平成 22 年 11 月 12 日	支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。(注意事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な科目で執行する。
		代官山 i スタジオ総合保守点検委託契約について i スタジオの総合保守点検業務について、奈良県契約規則で定める額(100万円)を超える1,365,000円で随意契約を締結していた。 今後契約を締結するにあたり、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)	今後は、委託契約締結時には奈良県契約規則等を遵守し、適正に処理する。
総務部 奈良県税事務所	平成 22 年 11 月 10 日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べ、残高が十分にあるにもかかわらず、年度末に重ねて購入されていた。 購入にあたっては、使用の見込量と残高を十分精査し、必要量を購入すべきである。(注意事項)	平成 22 年度においては切手購入を控え、残高の適正化に努めた。今後は切手使用から出来るだけ料金後納制度を利用することとし、年間切手使用量を減らすことに努めると共に残高については、適正量を維持する。
高田県税事務所	平成 22 年 12 月 20 日	個人事業税の課税誤りについて 個人事業税の課税において、事務処理を誤ったため1件、6,600円の課税の不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項)	今回の指摘を受け、当該納税義務者に課税内容について説明を行った上、平成 22 年 10 月 12 日付けで変更課税決議を行い、10 月 29 日付けで収納した。 また、平成 21 年度の個人事業税について、収支内訳書と課税標準額とを再度突合し、他に課税誤りが無いことを確認した。 今後、課税根拠等の精査については、担当職員だけでなく複数人でのチェック体制を堅持し、課税誤りが再発することがないように努める。
桜井県税事務所	平成 22 年 12 月 15 日	不納欠損処分 of 事務処理について 地方税法第 15 条の 7 第 4 項(滞納処分の執行停止後三年経過)及び同法 18 条第 1 項(時効)の規定に基づき納税義務が消滅した場合の不納欠損処分において、不納欠損明細書を回覧するだけで、県税事務処理要綱に定められた不納欠損処分伺書による決裁を受けていなかった。	指摘を受けた以降においては、県税事務処理要綱を遵守し、同要綱第 2 章第 7 に規定された不納欠損処分伺書(管第 25 号様式)により、適正に決裁処理している。

			<p>今後は、納税義務が消滅した場合の不納欠損処分においては、県税事務処理要綱を遵守し、適正に処理されるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
文化観光局	平成22年 12月13日	郵便切手の購入について 書類等の発送について、当初の発送計画により郵便切手を購入したが、宅急便による発送方法の変更により多額の切手が不用となり翌年度へ繰越していた。今後は、発送方法等の検討も含めて、使用の見込量を算定し、必要量を購入すべきである。(注意事項)	<p>今後の発送については、発送書類の内容により発送方法を十分精査すると共に、切手を購入する場合は必要見込量を算定して購入するように改める。</p>
美術館			
民俗博物館	同上	<p>随意契約について 民俗博物館管理業務委託及び大和民俗公園管理業務委託契約において、指名競争入札による落札者が契約を辞退したことから、早急に委託契約を締結する必要があったため、見積競争を行い、最低価格を提示した業者と随意契約を行っていた。 落札者の契約辞退による随意契約は、落札金額の制限内で行うべきである。また、早急に契約を締結する必要があったとしても、施設管理のための必要最小限の期間を除いて、改めて競争入札を行うなど委託契約の競争性を高めるよう検討すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、このようなことがないように、関係法令を遵守し、契約事務を適正に執行する。</p>
健康福祉部（旧福祉部）	同上	<p>生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努力されているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>生活保護返納金の未収金について、平成21年度は、保護廃止後も生活に余裕がなくなり滞納しているケース、回収中に世帯主が死亡したケースなどがあったため増加した。 返納義務者のうち、現在生活保護を受給している者については、保護費の支給という関係性があるため、返納指導を継続的に行っているところである。 これに対して、現在生活保護を受給していない者は、保護費の支給という関係性がない点、基本的に経済的に脆弱な者であるという状況に加え、死亡、管外への転出、住所不明などの者もいることから、返納が非常に困難な状況となっているが、債務者の存否確認調査を行うなどして債務者の状況把握に努めているところである。 今後も、債務者の状況を踏まえ、文章や口頭のみならず家庭訪問を重ねるなどして、計画的かつ継続</p>
中和福祉事務所			

			的な返納が行われるよう粘り強く指導を行っていく。
土木部	平成22年 11月24日	道路占用料の算定誤りについて 道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、250円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 (注意事項)	道路占用料の算定誤りによる、1件250円の調定不足については、平成22年11月9日付けで調定を行い、平成22年11月30日に収納した。 今後は、算定誤りがおこらないよう充分注意するとともに、管理係内での検算、係長・課長による確認の後、出納員による検算を行うなどチェック体制の強化に努める。
奈良土木事務所			
郡山土木事務所	平成22年 12月17日	道路占用料の算定誤りについて 道路占用料の算定において、適用する単価を誤ったため約746万円の過大徴収を行っているものが認められた。相手方の指摘により誤りが判明し既に戻出処理が行われたが、今後の占用料の算定においては、前年度調定額との比較や調定決議書に算出根拠を記載するなど事務処理上の誤りを防げるような方策を講じ、実効性のあるチェック体制の充実を図るべきである。 (指摘事項)	占用料算定において、手計算で算定していたものをパソコン処理とし、複数名が確認する体制に改善した。今後前年調定額との比較を行うなど実効性のあるチェック体制を充実させ、適正な事務処理の徹底を図る。
		支出にかかる事務処理について 平成19年度の役務費の支出において、二重に支払いされていたため、業者からの申し出により、平成21年度で返納されている事案が認められた。担当者による債務の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項)	役務にかかる発注においては、台帳を整備し、債務確認において複数名が照合を行うよう改善した。今後適正な事務処理の徹底を図る。
		物品購入における事務処理について 物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。 物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)	物品の購入においては、物品購入伺書等を作成し、決裁を得たうえで発注を行い、納品時には物品検査書を作成し、検収を適切に行うよう改善した。
高田土木事務所	平成22年 12月20日	河川占用料の未収金について 河川占用料について、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな	現年度分を中心に電話督促等により、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一

		<p>未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>層積極的に取り組み、今後も引き続き適切な債権管理に努める。</p>
		<p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。</p> <p>物品購入に際しては物品購入伺書等により決済をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>物品購入においては、物品購入伺書等を作成し、決裁を得たうえで発注を行い、納品時には物品検査書を作成し、検収を適切に行うよう改善した。</p>
桜井土木事務所	平成22年11月18日	<p>河川占用料の算定誤りについて</p> <p>河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、1,030円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。（注意事項）</p>	<p>河川占用料の算定誤りによる、1件 1,030円の調定不足については、平成22年11月1日付けで調定を行い、平成22年11月8日に収納した。</p> <p>今後は、算定誤りがおこらないよう充分注意するとともに、管理係内での検算、係長・課長による確認の後、出納員による検算を行うなどチェック体制の強化に努める。</p>
		<p>工事費の設計及び積算について</p> <p>当該土木事務所が設計し、土木部本課（地域デザイン推進課）において契約手続きを行った工事請負契約において、契約後に工事設計書の積算誤りが判明し、多額な契約金額の減額変更を行っているものが認められた。</p> <p>本課契約の工事請負契約については、土木事務所が設計書を作成・チェックし、本課がそれを設計図書等と照合確認の上、契約手続きを行うものである。本件は、この土木事務所及び土木部本課のチェックにおいて、設計単価を大幅に過大計上した誤りを見落とし、5千万円を超える過大設計となったものである。</p> <p>今後、工事費の設計・積算については、単価や数量を的確に計上するとともに、本課と土木事務所で実効性のあるチェック体制を構築すべきである。（指摘事項）</p>	<p>設計内容の相互確認、精査を徹底するとともに、設計書起工時の審査リストを活用した複数職員による設計内容のチェック体制の強化を図るとともに研修などによる職員の知識の向上を図り、再発の防止に努める。</p>
宇陀土木事務所	平成22年11月29日	<p>物品購入にかかる契約事務について</p> <p>年間1,000万円を超える塩化カルシウムの購入において、実態として単価契約により購入しているにもかかわらず、単価契約書</p>	<p>本年度は、地方自治法、奈良県契約規則及び関係通知に則り、各業者との単価契約書を作成している。</p>

		<p>を作成していなかった。          今後は、地方自治法、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務を行うべきである。          (注意事項)</p>	<p>また、支出負担行為兼支出命令書決裁の際に、契約書の写しを添付することにした。</p>
吉野土木事務所	平成22年12月15日	<p>委託料の実績確認における内部チェック体制の整備について          平成19年度、平成20年度における積雪及び凍結時における作業委託実績を集計する際、準備工分を見落としのため未払いとなり、平成21年度に計46件、5,233,583円を過年度支出していた。このことは事務処理を進めるにあたり内部のチェックが不十分であったことから起きたものであるため、今後は内部チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後、債務管理の徹底を図り、2名以上のチェック体制で、適正な事務処理に努める。</p>
五條土木事務所	平成22年11月16日	<p>河川占用料の算定誤りについて          河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件、1,490円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項)</p>	<p>河川占用料の算定誤りによる、2件 1,490円の調定不足については、平成22年11月30日付けで調定を行い、うち1件 1,450円を平成22年12月22日に収納し、残り1件 40円についても平成22年12月24日に収納した。          今後は、算定誤りがおこらないよう充分注意するとともに、管理係内での検算、係長・課長による確認の後、出納員による検算を行うなどチェック体制の強化に努める。</p>
		<p>契約手続きについて          工事請負契約の手続きにおいて、契約期間の始期までに契約締結伺い等の起案及び決裁が行われず、契約を締結しているものが認められた。          今後は、会計や文書にかかる関係規定に基づき適正な契約事務を執行すべきである。(注意事項)</p>	<p>会計及び文書にかかる関係規定に基づく適正な契約事務について、工事係内で改めて確認し必要な事務処理を怠ることのないようにするとともに、係長・課長のチェック体制の強化に努める。</p>
教育委員会	平成22年12月13日	<p>行政財産使用料の徴収誤りについて          特別教室にかかる行政財産使用料について、1件、100円の徴収誤りが認められた。          今後、事務処理に十分注意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項)</p>	<p>行政財産使用料の調停誤りについては、不足額の調定を行うとともに、相手方に対し納入通知をした。          今後は、法令事務支援システム等で、最新の正確な規定を確認し、使用料額に誤りのないようにするとともに、一層慎重な審査に努め、適正な事務処理を行う。</p>
奈良高等学校			
登美ヶ丘高等	平成22年	通勤手当の支給について	

学校	1 2 月 1 3 日	<p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件、9,716円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>通勤手当の過払い分については、平成22年9月21日に返納させた。</p> <p>今後は複数による確認を行うなど、より一層慎重な審査に努め、認定及び支給事務を適正に行う。</p>
法隆寺国際高等学校	同 上	<p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高等学校授業料において、引き続き未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)</p>	<p>授業料未収金の収納については、電話・文書での督促に加え、教職員と連携し家庭訪問・保護者等との面談を行うなど収納の促進に努めている。</p> <p>また、一括納付が困難な者には分納での納入を勧めるなどにより未収額の縮減に努めている。</p> <p>今後も引き続き、適正な債権管理を図り、収納の促進に努める。</p>
磯城野高等学校	同 上	<p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高等学校授業料において、未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)</p>	<p>「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づく授業料等徴収促進委員会で取り組み、学校全体を挙げての連携により収納促進を図っている。</p> <p>また、裁判所への支払督促の申し立て手続きを進めるとともに、居住不明者に対しては、市町村に転居等調査し居所を確認の上、家庭訪問を実施し督促・収納を促している。</p> <p>さらに、家計状況に応じ約定書の提出等により分割納付での未収金の減少に努めている。</p> <p>今後も引き続き適正な債権管理と未収金の縮減を図り収納促進に努める。</p>
大和広陵高等学校	同 上	<p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。(注意事項)</p>	<p>授業料の未収金については、随時、電話による催告や家庭訪問を行うとともに、定期的に督促状を発送し、裁判所への支払い督促手続きと合わせ収納に努め、前年度未収金額を12%：456千円減らした。</p> <p>また、在校生の未納者に対しては、担任を通じての催促、納付誓約や支払計画の策定等による納付指導の徹底と強化を図り、一括納付が不可能な者に対しては、分割納付で未納額を減少させるなど、きめ細かな対応も心がけ、適正な債権の管理と収納の促進に努める。</p>
御所実業高等学校	同 上	<p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適</p>	<p>授業料の未収金については、電話や文書による督促、家庭訪問、三者懇談の機会を利用して滞納者</p>

		<p>正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。 (注意事項)</p>	<p>の保護者と面談を行うなど収納の促進に努めている。 今後なお一層の未収金への取り組みとして、在校生については、担任・学生主任等と連携を取り、滞納者の保護者への面接による納付指導を徹底する。 また分割納付による未収金の収納を活用するなど、より細やかな対応を進めて、適正な債権管理と収納の促進に努める。</p>
二階堂養護学校	平成22年 12月13日	<p>支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。 今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な科目で支出する。</p>
		<p>年度末の物品購入について 平成21年度に購入された消耗品(図書を除く)を調査したところ、年間購入額5,303千円余のうち、3月に2,843千円余(54%)が購入されていた。 物品検査書を確認したところ、検収担当職員と検収担当管理職の2名により物品の納入確認が行われていたが、今後物品の購入にあたっては、年間及び月別の使用量をあらかじめ見込み、年度末に集中することがないように、必要に応じて購入するなど計画的に執行すべきである。 また教材物品については、出来る限り早期に購入し、児童・生徒の利用に供するよう検討すべきである。 (注意事項)</p>	<p>年度末の購入にあたっては、年間使用量の見込みを基に必要最小限度の発注に止めることとする。 また、在庫管理を徹底し過剰な在庫を持たないように注意する。 教材物品については、児童・生徒の利用に供するものであるため、計画的に購入する。</p>
明日香養護学校	同上	<p>委託契約について 一般廃棄物収集処理業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、指名停止の措置がされていた業者に業務を履行させ、当該委託代金について、職員個人が負担していた。 委託契約等において業務処理上の誤りが発生した場合には、その原因と責任を明確にしたうえで、適正な事後対応を決定すべきである。 また、今後はこのような誤りが生じることのないよう、委託契約を締結する際には、十分に事前調査を行い、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。 (指摘事項)</p>	<p>平成22年度の当該業務の委託にあたっては、業務に必要な許可を得た業者であることや指名停止の措置を受けていない業者であることの事前調査を十分に行ったうえで、見積競争、支出負担行為決議、委託契約の締結を行った。 今後とも、事前調査を十分に行ったうえで事前の決裁手続を行う等、適正な契約事務の執行に努める。 また、適正な事務処理を行うことで、業務処理上の誤りの未然防止に努め、誤りが発生した場合でも早期に把握し適正な組織対応を図る。</p>
		<p>委託契約について</p>	



		<p>排水設備保守点検業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、業者に業務を履行させていた。</p> <p>今後は、委託契約を締結する際は、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。 (注意事項)</p>	<p>平成22年度の当該業務の委託にあたっては、見積競争、支出負担行為決議、委託契約の締結等、事前に必要な契約事務手続を行った。</p> <p>今後とも、決裁手続きを事前に行うこと等、適正な契約事務の執行に努める。</p> <p>教育委員会としても、会計事務の一層の適正化について各所属に周知したところであるが、再発防止に向け管理職である校長、事務長に対し、特に委託契約等の適正な事務処理については、今後も継続的に注意喚起を図っていく。</p>
--	--	---	--

イ. 財政援助団体等

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
財団法人奈良県中小企業支援センター	平成23年1月20日	<p>設備貸与事業における未収金について</p> <p>設備貸与事業において、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	<p>今後とも新規貸付時における審査の厳格化や第三者保証人の徴求など未収金の発生を未然に防止する取組を行うとともに、債務者の状況把握と回収に努めるよう指導した。</p> <p>(所管である産業・雇用振興部の措置の内容)</p>
財団法人奈良県交通遺児等援護会	平成23年1月12日	<p>図書券の在庫管理について</p> <p>交通遺児及び自然災害遺児に対する激励金と併せて給付している図書券について、実在庫数が帳簿在庫数より1,040枚(500円券、520,000円相当分)多く、資産への計上漏れが認められた。</p> <p>図書券は団体からの寄付により取得したもので、平成13年度までは簿外資産として取り扱われていたが、平成14年度から当該法人の資産に計上されることになり、その際、在庫枚数の確認を誤ったため、計上漏れが発生したものと考えられる。</p> <p>資産への計上漏れについて適正に処理するとともに、今後は定期的に実地棚卸しを行い、在庫管理を徹底すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>計上漏れのあった図書券1,040枚(500円券、520,000円相当分)については、平成22年度収支計算書において前期損益修正益として資産計上した。</p> <p>また、図書券の管理については、毎年度管理職を含む複数の職員で実地棚卸しを行い、総数を確認することにより、在庫管理を徹底する。</p> <p>(所管であるこども・女性局の措置の内容)</p>
株式会社サンアメニティ	平成23年1月20日	<p>所管課による指導、監督について</p> <p>第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者は、平成21年度事業実績報告において、運営目標達成度に対する自己評価を行って</p>	<p>基本協定書第18条に基づく指定管理者の自主的運営評価について、毎年度事業計画受理時において自己評価に対する注意喚起する</p>

	<p>なかった。また、利用者満足度調査の結果を業務の運営改善に活用していなかった。</p> <p>このことに関しては、平成19年度包括外部監査において、「利用者満足度調査の結果をより詳細に分析し、翌年度以降の改善に向けた取組へ結びつけなければならない。」との意見が出されているところである。</p> <p>今後はより一層の効率的・効果的な施設運営に向けて、指定管理に関する基本協定書の履行指導や平成19年度包括外部監査の意見に沿った指導に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>とともに、事業実績報告書受理時に自己評価の内容確認等を徹底し、基本協定書の内容に沿った適正な履行を図っていく。</p> <p>今年度から、より一層、利用者満足度向上に資するため、調査結果を踏まえ十分に確認・分析し、現地視察を行い現状把握に努め、指定管理者と改善策等の協議を行っていく。</p> <p>また、従来までの調査項目の見直しを進めていく等、利用者満足度向上に向けて、鋭意取り組んでいるところである。 (所管であるまちづくり推進局の措置の内容)</p>
--	---	--